

平成19年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
9月27日(木)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長のあいさつ	5
○管理者のあいさつ	5
○議事日程の報告	5
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程第4、平成18年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算 認定について(議案第9号)	6
○日程第5、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与の一部の控除に関する条 例の一部を改正する条例制定の件(議案第10号)	17
○日程第6、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制 定の件(議案第11号)	17
○日程第7、一般質問	18
○議長のあいさつ	23
○管理者のあいさつ	23
○閉会の宣告	24

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第19号

平成19年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年8月27日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 伊 利 仁

記

1 期 日 平成19年9月27日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会 期

平成19年9月27日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	藤	原	建	志	議員	2 番	齊	藤	芳	久	議員
3 番	加	藤	則	夫	議員	4 番	中	島	信	夫	議員
5 番	山	中	基	充	議員	6 番	大	山		茂	議員
7 番	宮	崎	弘	子	議員	8 番	森	田	精	一	議員
9 番	長	峰	保	男	議員	10 番	神	田	久	純	議員
11 番	滑	川	光	彌	議員	12 番	桜	井	邦	男	議員

不応招議員（なし）

平成19年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

平成19年9月27日（木曜日）

○議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

(1)現金出納検査の結果について（監査報告第3号）

(2)議事説明者について

日程第 4 議案第 9号 平成18年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第10号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与の一部の控除に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 6 議案第11号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 7 一般質問

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	藤原建志	議員	2番	齊藤芳久	議員
3番	加藤則夫	議員	4番	中島信夫	議員
5番	山中基充	議員	6番	大山茂	議員
7番	宮崎弘子	議員	8番	森田精一	議員
9番	長峰保男	議員	10番	神田久純	議員
11番	滑川光彌	議員	12番	桜井邦男	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	伊利仁	副管理者	藤縄善朗
監査委員	村田悦朗	会計管理者	市川守夫
事務局長	田中浅男	事務局次長	金子久夫
事務局次長	柳沢弘	事務局次長	中河渡夫
総務課長	新井邦男	業務課長	吉田文夫
建設課長	杉田泰明	管理課長	森田進一
水処 センター 所 理一 長	栗原茂夫		

事務局職員出席者

書記	新井正美	書記	宇津木優明
書記	岸俊之		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○中島信夫議長 現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成19年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長のあいさつ

○中島信夫議長 開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆さん、おはようございます。平成19年9月第3回定例会のご案内を申し上げたところ、議員各位におかれましてはお忙しい中、早朝より全員のご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日提案されております議案は、平成18年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定のほか2件であります。何とぞ慎重ご審議をいただきますとともに、議事進行に当たりご協力を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつといたします。



◎管理者のあいさつ

○中島信夫議長 管理者にごあいさつをお願いいたします。

○伊利 仁管理者 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに平成19年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、極めてご多用の中、ご健勝にてご出席を賜りまして、ここに議会の成立を見ることができましたことは、本組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、本年度も第2・四半期を終えようとしておりますが、公共下水道工事も順調に進捗をいたしております。下水道普及促進に向け鋭意努力をいたしているところでありますので、議員各位におかれましては引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。

本日、ご提案申し上げます議案は、平成18年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定のほか2件でございますが、いずれも本組合運営上重要な案件でございます。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますよう心からお願い申し上げ、ごあいさつといたします。よろしくお願いたします。



◎議事日程の報告

○中島信夫議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名

○中島信夫議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

1番 藤原建志 議員

2番 齊藤芳久 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○中島信夫議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○中島信夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、平成19年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

○中島信夫議長 日程第3、諸報告をいたします。

監査委員から、平成19年5月から7月分に係る現金出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

◇

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○中島信夫議長 日程第4、議案第9号 平成18年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

- 伊利 仁管理者 ただいま議題となっております議案第9号 平成18年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について、提案の理由を申し上げます。

平成18年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算につきましては、去る7月19日に監査委員さんに審査をお願いいたしましたところ、いずれも計数的に正確であり、かつ内容も正当なものと認められましたので、その意見書並びに行政報告書を付して、議会の認定をいただきたく、提案いたしました次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご認定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。

- 中島信夫議長 これより本案に対する内容説明を求めます。

最初に、新井総務課長。

- 新井邦男総務課長 (内容説明)
- 中島信夫議長 次に、杉田建設課長。
- 杉田泰明建設課長 (内容説明)
- 中島信夫議長 次に、栗原水処理センター所長。
- 栗原茂夫水処理センター所長 (内容説明)
- 中島信夫議長 続いて、森田管理課長。
- 森田進一管理課長 (内容説明)
- 中島信夫議長 これより質疑に入ります。

12番、桜井邦男議員。

- 12番(桜井邦男議員) 12番、桜井邦男です。議案第9号 平成18年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

まず、1点目、初めに行政報告書によりますと不用額が約1億800万円になっております。特に事業費の不用額が約8,400万円と高額になっております。この内容と理由について、まず伺います。また、事業費の不用額が8,400万円と高額だが、さらに市民のために事業を進めることはできなかったのかお考えを伺います。

2点目、組合の職員定数と現在の職員数、また職員数について今後どのように考えているのかお伺いをいたします。

3点目、18年度の歳出合計に対する人件費の割合はどの程度になるのか。なお、人件費について行政報告書等に載っていないけれども、どのように考えているのかお伺いいたします。

4点目、18年度の組合債は約177億5,000万円、この組合債の利率と金額について具体的にお伺いいたします。

以上で1回目の質疑を終わります。

- 中島信夫議長 金子事務局次長。
- 金子久夫事務局次長 桜井議員さんの質問にお答えいたします。

まず、職員数の関係でございます。現在組合の職員定数条例によりますと59名ということになっておりまして、現在の職員数は46名でございます。したがって、定数からいたしますとおよそ22%の減ということになっております。また、平成4年の職員数が58名、をピークに現在定年退職等がありまして、徐々に減ってまいりまして、46名になったわけでございます。その間職員が減ってきたわけでございますが、理由といたしましては、経費節減の一環として民間に委託できるものは民間に委託をという考えのもと、事業を推進してまいりました結果として職員数が減少してきたものでございます。

ご質問の今後の職員数でございますが、組合の事業は、基本的には民間に委託できるものは民間に委託するという考えのもと、基本的にはそういう形で進めたいと考えているわけでございますが、組合には高度な機械設備等が多くございますので、それらを民間に委託し、それらを管理する民間の業者を指導する技術的職員の育成も考慮しなくてはならないと、さらに今後の組合事業量の増減等も考えられますので、それに対応した人事計画を検討していかなければならないと考えているところでございます。

それと先ほどの人件費の関係でございますが、決算の歳出上の人件費でございますが、記載してございませんけれども、歳出額に対しまして4億663万4,000円が人件費という形でございます。歳出額に対しましておおよそ7%という形になっておりまして、比較するものはありませんけれども、適正かと考えております。

以上でございます。

○中島信夫議長 新井総務課長、答弁。

○新井邦男総務課長 それでは、お答えいたします。

行政報告書、6ページの歳出の3の事業費の不用額8,406万7,236円、この不用額が多いのではないかとの内容でございます。この3の事業費の繰越額も合わせますと執行率98%になります。請負差額等により、やむなく不用額が生じたものでありまして、予算執行といたしましては、適正なものと考えております。しかし、今後におきまして、予算見積もりにはさらに厳格に対応してまいりたいと考えております。

それから、もう一つのもっと事業ができなかったのかとの質問でございますが、平成18年度に予定した事業すべて完了させることができましたので、入札差金等の事業確定に伴う執行残として不用額が生じたものでございます。

その次に、行政報告の組合債の利率の内容でございますが、利率5%未満におきましては、残額であります。125億9,504万4,000円でございます。それから、5%から6%未満につきましては23億4,743万9,000円でございます。6%から7%未満につきましては17億8,558万8,000円でございます。それから、7%から8%未満につきましては10億2,723万3,000円となっております。

以上です。

○中島信夫議長 12番、桜井邦男議員。

○12番（桜井邦男議員） 2回目の質疑を行います。

組合債につきましては、3月の議会で山中議員の一般質問の中で、田中局長は組合債の繰上償還については積極的に取り組んでまいりたい、このように答弁されておりますけれども、現在5%以上の相当額の金額になるわけですが、その後の取り組みについてどのように考えているのかお伺いをいたします。

以上です。

○中島信夫議長 新井総務課長、答弁。

○新井邦男総務課長 公的資金補償金免除繰上償還金につきましては、先日であります、総務省より平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱、これは案でございますが、通知がありました。その確定につきましては、確定次第、改めてご連絡するということになっております。つきましては、当組合では現在繰上償還の準備を進めているところでございます。

以上です。

○中島信夫議長 よろしいですか。

○12番（桜井邦男議員） はい。

○中島信夫議長 ほかに。

6番、大山茂議員。

○6番（大山茂議員） それでは、1点質疑させていただきます。

25、26ページに掲載されております大谷川排水機場維持管理費、ここでは執行率が12.8%というような低い数値が示されました。大谷川の排水機場については、台風など集中豪雨の際の雨水排水対策として期待をされているところでありますが、今月ですね、9月7日台風9号の大雨の際には、この近隣でも飯盛川あるいは越辺川で溢水した箇所があったようでありますし、高麗川と越辺川の合流点近くで危険はんらん水位を超えたというようなこともありました。そういう点では、この大谷排水機場が今後における集中豪雨などへの対策として期待をしたいところでありますが、今回大変低い執行率であります。この大谷川排水機場は、年度中には完成するかと思いますが、これの維持管理をどのようにしていくのか、その維持管理の見通しについてお伺いします。

○中島信夫議長 森田管理課長、答弁。

○森田進一管理課長 大谷川排水機場が完成した場合の管理運営についての見通しというご質問でございますが、大谷川排水機場完成後の管理運営につきましては、現在排水機場は建設中でございます。樋門と雨水排水機場の運転管理は、一体と考えておりますので、樋門管理者であります国土交通省と現在管理体制、詳細について協議している段階でございます。運営管理につきましては、万全を期してまいりたいと思います。

以上でございます。

○中島信夫議長 よろしいですか。

○6番（大山茂議員） はい。

○中島信夫議長 ほかに質疑ありませんか。

5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 5番、山中基充です。議案第9号 平成18年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について質疑をさせていただきます。

まず、第1点に、これは決算のときに大体審議をされる内容かもしれませんが、使用料等の収入未済が生じております。一部事務組合という形をとっておりますので、今回いろいろと三位一体の改革で市県民税がふえた分、徴収率分がまた目減りをするとかそういった各構成市厳しい財政状況の中で、この税金の正しい使い方という意味では、使用料の収入未済の努力中ということでしたけれども、解消という

ところでどのようなことをされているのかと。また、現年度分は毎年少ないのですけれども、そうではない、過年度分の徴収については、こういった形で取り組まれているのかについてお伺いをさせていただきます。

2点目といたしまして、27、28ページ、2款地域し尿処理施設費の中で、前のページにもかかわりますけれども、特に予算の流用が13節や15節で見られます。特に需用費のところだと、13節より流用されているのに15節へ流用しているというような動きがありますが、こちら辺のご説明をお願いいたします。

続きまして、これは行政報告書の25ページ、関連して17ページですけれども、ここに芦山北会館建設等修繕ということで54万6,000円というものがございまして。これは、この修繕の内容等から判断すると自治会館のようなものなのかなということで、17ページを見ますと処理関連施設として木造の2階建ての施設が2つと鉄鋼造のやつが1件という形でありまして、これも恐らく住所的に考えますと終末の処理施設の地域対策のためにつくられたものかなと想像するのですけれども、こういった施設をその地域に移管をするといえますか、当組合で管理をしているというこのいきさつと、今後の対応について、お考えについてお伺いをいたします。

あと最後に、総括的なお話になりますけれども、最後にいわゆる接続率というわけです。面整備が終わりまして、面整備が、いわゆる下水に接続できるにもかかわらず、接続されていないという方が多く、問題になってまいります。今年度、平成18年度の決算時におけるこの接続率ということに関しましてお示しをいただきたいと思います。また、報告書のほうには、こういった接続率が記載されておりませんが、割と毎回質疑が出ることでございますので、これを載せられないのかということについてもあわせて質疑をさせていただきます。

以上です。

○中島信夫議長 吉田業務課長、答弁。

○吉田文夫業務課長 お答えいたします。

決算書8ページの収入未済の関係でございまして、現年度につきましては、記載のとおりでございます。公共下水道使用料と地域し尿施設使用料についての滞繰分についての詳細を申し上げます。平成10年度7,006円、11年度1万3,718円、12年度1万5,596円、13年度19万1,670円、14年度185万4,780円、15年度230万8,831円、16年度286万14円、17年度286万9,001円、合計で1,012万716円となります。続きまして、地域し尿処理施設使用料の滞繰について申し上げます。13年度8,400円、14年度6万3,660円、15年度14万700円、16年度16万5,147円、17年度14万7,573円、合計で52万5,480円、以上が内訳でございます。現年度と合わせた数字が項1の使用料の2,433万9,792円となります。ちなみに、8月末現在の収入未済額1,421万810円となっております。収入未済の内訳は以上でございます。

それと続きまして、収入未済に当たっての徴収努力でございまして、これにつきましては、平成17年4月からアウトソーシングによりまして、下水道使用料業務委託の中で行っているところでございます。委託社員が月曜日から金曜日まで毎日管内の徴収を行っています。これは、中止作業等含まれてのこととございまして、18年度の実績について申し上げますと、訪問件数が1万2,724件、収納件数が2,598件、収納金額が618万2,481円となっております。以上です。

続きまして、供用開始後の下水道の接続率ということでございまして、構成市全体の18年度末、

19年の3月31日現在ですけれども、91.5%となっております。それとこれを行政報告書等に掲載する問題ですけれども、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○中島信夫議長 森田管理課長、答弁。

○森田進一管理課長 地域し尿処理施設維持管理、需用費の流用関係について、決算書、26、28ページ、節11需用費の執行状況について説明申し上げます。

需用費につきましては、備考欄記載のとおり消耗品、燃料費、光熱水費及び修繕料に区分されてございます。光熱水費の電気料の値上げに伴いまして予算に不足が生じているため、節13委託料から見込額60万円を流用してございます。年度末におきまして小学校前の市道路の陥没等の事故が発生いたしました。緊急に工事を実施しなければならないため、かつ工事請負費に、執行額に見合う予算が不足したため、需用費の修繕料の一部の予算を工事請負費へ24万円流用して対応させていただいたものでございます。したがって、需用費の不用額につきましては、修繕料等が執行残があったための不用額でございます。

以上でございます。

○中島信夫議長 栗原水処理センター所長、答弁。

○栗原茂夫水処理センター所長 処理場関連施設の所有及び管理についてお答えいたします。

当組合には、処理場関連施設として会館が3棟ございますが、これにつきましては、北坂戸水処理センター増設工事の際、近隣住民から増設同意の条件の1つとして、広く一般市民に利用できる施設の建設をというような要望がなされたわけですが、同時に末広町及び芦山町の自治会からも集会施設等の建設要望がなされまして、協議の結果、近隣住民からの要望であります施設として芦山北会館を、それから末広町及び芦山町に各会館を建設したものであります。各会館の管理でございますけれども、それぞれの代表者との協定によりまして、末広会館及び芦山会館、これにつきましてはそれぞれの自治会が管理をすると、それから芦山北会館につきましては、芦山町内住民のみならず、一般市民へ開放している施設であることから、当組合が管理をしております。

今後どのようにしていくかということでございますけれども、芦山北会館につきましては、ただいま申しましたけれども、広く一般の方に開放している施設ということもありまして、今後も組合で管理していくことになるかと思っております。

以上です。

○中島信夫議長 5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 5番、山中基充です。再質疑を行わせていただきます。

収入未済に関しましては、業務委託によりまして1万2,000件を超える訪問等で徴収努力をされているということでございます。構成市の会計は、こういったところは、いわゆる税扱いにしますと差し押さえ等もできて、割と強力で徴収できるのですけれども、その分をマンパワーで対応されているというご努力は、それは評価させていただきますが、今後とも冒頭に申し上げましたように税といいますか、負担の公平性も図る意味でこの徴収努力を続けていただきたい、またさらなる向上をご期待をさせていただきます。

次に、流用額につきましては、同じ項の中でのことですので、殊さら問題にすることではないのですけれども、こういった動きがあったのも、年度末に事故が起きたというか修理が緊急に必要なという

ことで、生じているということで理解させていただきました。

3番目の施設の問題ですけれども、これは芦山北会館のみだけが、例えばこういう修繕が出てきたときとかに組合のお金を使って修繕するという理解をしてよろしいのでしょうか。もういわゆる自治会のほうに移管をしているということだけではないと思うのですけれども、そういった状況であるならば構成市とも相談をしていただいて、どれが適正ということもまた話し合うべきかもしれませんけれども、組合として持つべきものなのか、構成市として持つべきものなのか、自治会として持つべきものなのかということも、今後精査をしていっていただきたいというふうに要望させていただきます。

接続率の問題でありますけれども、91.5%ということで、大体10軒に1軒は基本的に接続をされていないということであって、今決算で審議をしている中でもかなり構成市、また利用者の負担を得て事業化をしているので、この接続率の向上というのは、やはり喫緊の課題なのかなというふうに思っています。それに1つご質疑したいのは、例えばあめとむちということであれば、法律の上ではいわゆる水洗化されていないような、くみ取りのような場合は3年間の猶予があるということと伺っておりますが、そのほかの場合には直ちにとということで、それに対して何らかの罰則的なことを組合としても設けられないのかという面と、もう一つ施行する際にやはり個人負担が大きいということで、市としても貸付金を行っておりますけれども、坂戸市等でも、要は補助金的な、接続する際に住宅の改修等による補助金的なもので利用されているというふうに伺っておりますが、組合として取り組まれるお考えはないかという2点についてお伺いをさせていただきます。

以上です。

○中島信夫議長 吉田業務課長、答弁。

○吉田文夫業務課長 お答え申し上げます。

まず初めに、未接続の方に対する法的措置ということでございますけれども、下水道法に詳細が述べられておりますので、ちょっと申し上げたいと思います。未接続につきましては、くみ取り便所とし尿浄化槽便所という2つに大別することができます。し尿浄化槽は、一般的にみなし浄化槽といひまして、単独浄化槽をみなし浄化槽といっております。それと現在は、合併浄化槽との2種類に細分化できます。やはり下水道法では、「処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、公示された下水処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所に改造しなければならない」とされております。この義務違反に対しまして改造命令を出すことができます。「この命令に反した場合、さらに30万円以下の罰金も科すことができる」とされております。「ただし、改造資金の調達が困難な事情がある場合等相当の理由があると認められる場合は、この限りでない」というただし書きがされております。

それとし尿浄化槽便所につきましては、これにつきましては、「公共下水道の供用開始がされた場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者または占有者は、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水設備を設置しなければならない」とされております。この規定によりまして、「し尿浄化槽便所が設けられている建築物の所有者は、遅滞なく、し尿浄化槽を撤去し、これに連結されていた污水管を公共下水道に接続するか、あるいは浄化槽から排出される下水を公共下水道に流入させる排水設備を設けなければならない」とされております。

し尿浄化槽につきましては、先ほど議員さん申されたように罰則規定等はありません。組合としての今後の取り組みですけれども、くみ取り便所に対する当面の対応といたしまして、くみ取り便所につきましては、資金の調達が困難の理由等を挙げる者も多く、また老朽化、借家等、当面はし尿浄化槽対応と同様に戸別訪問による普及活動に努力してまいりたいと思いますので、何とぞご理解のほどお願いしたいと思います。

続きまして、坂戸市が行っております坂戸市住宅等改修補助金交付制度の件でございますが、坂戸市で実施しておりますこれにつきましては、住宅改修工事、耐震補強工事、耐震診断、水洗化接続工事の4つを対象としております。水洗化接続工事を行った者に対し、10万円以上の工事1件に対して1万円、費用の100分の10に相当する額で3万円を限度に支給するものでございます。このような制度があることは十分承知しておりますけれども、ご質問の趣旨ですと、下水道組合で同じような制度を導入する考えはというようにことだと思っておりますけれども、現状では、坂戸市の制度と重複するような新たな補助金制度を設けることについては、近隣の動向を注視するとともに十分思慮してまいりたいと考えております。

それよりも現在ございます無利子、無利息で行っております水洗便所貸付金制度の見直しを図り、利用者により借りやすい制度に改めてまいりたいと考えておりますので、この点もご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○中島信夫議長 栗原水処理センター所長、答弁。

○栗原茂夫水処理センター所長 末広、芦山両会館の修理等についての実態、修理をしていくのかというような質問だと思っておりますけれども、両会館につきましては、社会通念上正常に使っている段階で修理が必要になった場合、そういった場合については自治会のほうで修理をすると、それからこの会館の構造上の改造、改修等については、協議をしていくというような取り決めになっております。

以上です。

○中島信夫議長 5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 5番、山中基充です。再々質疑になりますので、簡明に行わせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、接続率の問題にいたしましても収入未済の問題にいたしましても、特に接続率に関しましては、割と3年以内にやるという数字は知っている方いらっしゃいますけれども、それがいわゆるくみ取りの場合のみという、そのほかの場合には罰則がないということは余り知られておりませんので、そういった面もしっかりと広報して、できるだけ接続、マンパワーで今対応されるというお話でしたけれども、そういったものもしっかりと多くの市民が、構成市民がするように努力をされるように要望させていただきます。

以上です。

○中島信夫議長 ほかに。

7番、宮崎弘子議員。

○7番（宮崎弘子議員） 7番、宮崎弘子です。議案第9号 平成18年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について質疑いたします。

質疑の1つ目は、今使用料の収入未済について山中議員のほうから質疑がありまして、18年度末の収入未済については、19年度、今8月の段階でかなり納入されているというようなお話でしたが、大体この翌年度でどの程度まで納入されるのか、例えば17年度分は18年度末で、細かな数字ではなくていいのですけれども、どの程度納入されていくのかということをお伺いします。

次に、17ページ、18ページ、報告書の20ページ、水処理センター増設工事委託料について伺います。石井水処理センター増設工事につきましては、日本下水道事業団に随意契約で委託されていますけれども、この日本下水道事業団と随意契約を行っていくという、その経過とか理由について伺います。

また、事業につきましては、幾つかの企業が工事を行っているわけですが、日本下水道事業団からどのような企業に事業が出されているか。

あと、この件について3点目ですが、今の下水の高度処理ということで、新しくできる処理場ではかなりできてきているわけですが、窒素分につきましては海水の富栄養化とか、そういうところで海のほうの生態系に影響を及ぼすということが懸念されてきているわけで、この前、先日見学会に行きましたときに高度処理の機能はしてあるというような企業の方の話でした。そういうことを踏まえまして、高度処理を行う見通しとか、その点について伺っておきます。

次、24ページ、報告書32ページです。ここは決算書ではユスリカの、飯盛川、大谷川雨水幹線維持管理業務委託の中に入りますけれども、このユスリカの駆除について伺います。基本的には、維持管理は当組合の業務となっているわけで、こちらの報告書にも作業日6日ということで報告されています。当組合のほうでユスリカ駆除につきまして、年何回、どこの場所で行っているかということと、それから鶴ヶ島のほうでもユスリカの駆除につきまして、18年度決算で多分40万くらい、日数にして四十何日で、それで作業した箇所が百数十カ所くらい行っているわけで、こちら下水道組合のほうと、それからそれぞれ構成市町との間でユスリカの駆除についてどのような分担をして、されているのか伺います。

以上です。

○中島信夫議長 吉田業務課長、答弁。

○吉田文夫業務課長 お答え申し上げます。

収納率の関係ですが、約98.8%でございます。

以上です。

○中島信夫議長 杉田建設課長、答弁。

○杉田泰明建設課長 お答え申し上げます。

石井水処理センター関係についてご答弁申し上げます。日本下水道事業団についてでございますが、日本下水道事業団につきましては、昭和46年8月に都市計画中央審議会の答申の趣旨に従いまして、国等の協力を得て技術者のプールをし、技術者等の不足する地方公共団体を支援するという目的で設立されております。また、平成15年10月には地方共同法人となりまして、地方公共団体の支援、代行機関としての機能をより一層強化されたところでございます。

当組合におきましては、その下水道の細かい技術者の増員は避けられる等のメリットがございまして、日本下水道事業団に委託したものでございます。なお、事業団の業者の選定でございますが、すべて一般競争入札において業者を選定しているところでございます。

また、高度処理の見通しということですが、現在水質規制によりまして、高度処理まで必要ないということですが、将来的に必要な場合において対応できるような現在増設工事の対応をしておるところでございます。それらの規制を見ながら、将来的には高度処理ができるように考えてございます。

以上でございます。

○中島信夫議長 森田管理課長、答弁。

○森田進一管理課長 ユスリカ駆除についてご答弁申し上げます。

坂戸市、鶴ヶ島市との協議により、本組合が飯盛川、大谷川幹線のユスリカ駆除について散布をしております。箇所数につきましては、飯盛川幹線につきましては4カ所、年4回を行っております。大谷川につきましては、4カ所、年4回を行っています。ちなみに、昭和50年代につきましては、飯盛川が16カ所、大谷川につきましては9カ所実施してございまして、年々少なくなっております。

以上でございます。

○中島信夫議長 7番、宮崎弘子議員。

○7番（宮崎弘子議員） では、1番目の収入未済についてですが、約1年後には98.8%ぐらいまで、99%ぐらいまで収納されてくるということですが、市民税なんかと違うところは、やはり自分が下水道を使用しているというその点が根本的に違うところかなと思うのですが、最終的に1%ぐらいが収入未済で残ってってしまう、その原因ですか、その点についてお伺いします。これはやむを得ない数字なのか、努力とかその人の自覚によってクリアできる数字なのかということを含めましてお伺いします。

水処理センターのことにつきましては、大方了解いたしましたけれども、国のほうの水質規制が厳しくなったときには、それに対応していくようなことということで理解させていただきます。

それから、ユスリカの件ですが、多分各構成市町でやっている場所とこちらは幹線のほうで行っているということで、多分ユスリカ駆除についても、そういうところで違うのかなと思うのですが、飯盛川、大谷川の4カ所の場所についてお伺いしておきます。まず、年間の中でも季節的にはどういう時期に行っているのかお願いいたします。

○中島信夫議長 吉田業務課長、答弁。

○吉田文夫業務課長 お答え申し上げます。

不納欠損の関係でございますけれども、1%程度どうしても、どうしてもといたしますか、残るということですが、これに対しまして、対応といたしましては、この所在不明の方、この方が全体の8割でございます。その方に対しましては、対応といたしまして管理会社、大家さんへまず照会いたしまして、そこで住所が確認された場合は納付書等をお送りいたしまして納付を促しております。入金がない者につきましては、徴収訪問を行っているところですが、そうしまして住所がどうしてもわからない場合、不納欠損処分前に再度構成市へ住所等照会いたしまして、それでも不明な場合には現地確認を行いました上、不納欠損処分とさせていただきます。

以上です。

○中島信夫議長 森田管理課長、答弁。

○森田進一管理課長 ユスリカについての場所につきまして申し上げます。

場所につきましては、飯盛川につきましては支線の雷電橋付近、脚折町ですね、それと東上線のガード、日の出町あるいは南町付近でございます。それと宮田橋等でございます、あと北坂戸付近でございます。特に今現時点で公共下水道が整備されている区域が多くなっておりますので、その辺がかなり減っております。それから、大谷川につきましては、鶴ヶ丘の児童公園わき、それから本村前橋、それから旭橋、それから富士見工業団地の町道放流渠の入り口、そのような形で場所を設定しまして、やっております。

時期につきましては、ユスリカが発生する5月から7月、ここににつきましては2回ほど、それから9月、11月、特に7月、8月につきましてはユスリカが暑くて発生しにくい部分がございますので、9月、11月、それから春先になります3月、その4回程度を時期を見ながら、事前調整をしながらやっておりますので、必要のない部分につきましては取りやめております。特に薬品を河川にまく状況でございますので、なるべく少なくできるような方法で行っています。よろしく申し上げます。

○中島信夫議長 7番、宮崎弘子議員。

○7番（宮崎弘子議員） では、ユスリカの駆除につきまして、この場所の設定につきましてはここが例年ユスリカが大量に発生する場所とかそういうような経過があるのでしょうか。

○中島信夫議長 森田管理課長、答弁。

○森田進一管理課長 お答えいたします。

一応事前調査をした段階では、幼虫を今駆除しております。その幼虫に対して川に入りまして、その幼虫をさらしまして、その幼虫の多い少ないによってその幼虫を駆除している状況でございますので、全線をくまなく必要なところ、あるいは発生するところを確認しながら実施してございます。

以上でございます。

○中島信夫議長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声〕

○中島信夫議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○中島信夫議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○中島信夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は認定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○中島信夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○中島信夫議長 日程第5、議案第10号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与の一部の控除に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○伊利 仁管理者 ただいま議題となっております議案第10号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与の一部の控除に関する条例の一部を改正する条例制定の件について提案の理由を申し上げます。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による簡易生命保険法の廃止に伴い、所要の改正を行うとともに、職員の給与から控除できる項目について、現状と一致しない部分の見直しを行うこととし、所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○中島信夫議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○中島信夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○中島信夫議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○中島信夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○中島信夫議長 日程第6、議案第11号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○伊利 仁管理者 ただいま議題となっております議案第11号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件について提案の理由を申し上げます。

郵政民営化法が平成19年10月1日から施行されることに伴い、日本郵政公社が解散し、分割民営化されることから、下水道敷地における郵政事業に係る占用物件を占用料から免除される物件から削除することとし、所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。

○中島信夫議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○中島信夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○中島信夫議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○中島信夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎一般質問

○中島信夫議長 日程第7、一般質問を行います。

通告者は2人であります。順次質問を許します。

6番、大山茂議員。

○6番(大山 茂議員) 6番、大山です。通告に従いまして、下水道組合の管理用地の管理について質問をいたします。

飯盛川沿いの下水道組合管理用地は、舗装している部分もあり、また多くの市民の散歩コースにもなっているのであります。また、車両の侵入もあるわけですが、近隣住民の必要に迫られた車両の侵入、そのようなこともあります。

さて、飯盛川の下流の地域、芦山町などについてであります。周辺の住民、芦山町の住民などからさまざまな意見が出されているところであります。舗装していない部分で雑草が生い茂っていることによる、特に真夏のときの環境について意見が出されている場合があるかと思えます。また、舗装がされた場合に、車両が猛スピードで通る、そのような危険があるので、舗装がしてあっても車両を入れないでほしい、そのような声もあります。そのようにさまざま意見が出ているところでありますが、砂利道の部分については草刈りを実施している、そのような努力もされているようであります。また、市民の方の中には、市の道路と飯盛川のネットフェンスの間、その間の管理地に花を植えて環境の改善を図ってる方もいるようであります。

そこで、下水道組合に対しての質問ですが、この飯盛川沿いの管理用地の目的と、それから現在の維持管理の状況についてお伺いします。

○中島信夫議長 田中事務局長、答弁。

○田中浅男事務局長 お答えいたします。

今お話のように飯盛川の関係でございますけれども、飯盛川につきましては、私ども下水道組合につきましては公共下水道雨水幹線というふうな位置づけになります。この雨水幹線につきましては、今お話にございました飯盛川、飯盛川につきましてはこの一部でございますけれども、それと大谷川、この2カ所管理をいたしております。特に今お話がございました飯盛川の雨水幹線につきましては、構造的な整備につきましては既にほぼ完了した時点でございます。現在につきましては、この機能の管理を行っている状況でございます。

ご質問の管理用地の目的でございますけれども、御高承のように飯盛川につきましては、開渠の構造でございます。そしてまた線的に非常に長い施設、川でございますので、そのような施設でございますので、これを管理するための日常の点検の管理、そしてまた補修ということも発生するわけでありまして、これらの作業スペースとして使用するために必要な用地でございます。

次に、維持管理の状況につきましてお答えをいたします。飯盛川の雨水幹線につきましては、全長で6,835メートル現在整備が完了いたしております。この川でございますので、両側ということになりますとこの全長の2倍、1万3,670メートルということになるわけでありまして、このうち坂戸市、鶴ヶ島市の既に道路となっているところをそれぞれの市で管理をいたしておりますけれども、これが約50%、6,814メートルございます。それ以外の分につきましては、組合で管理をいたしておりますけれども、先ほどお話にございましたように砂利敷きのままで今管理をしている部分が約29%、今2,000メートル弱でございますが、ございます。

これらの状況でございますが、組合といたしましては、この管理用地につきましてはすべてを舗装することも考えておりますけれども、やはり管理上の懸念も幾つかございます。今お話がございましたようにやっぱり道路との交差点におきますところの交通上の問題、それからまた舗装することによりまして多くの者が通行いたします。不特定の者が通行いたしますことから、沿線住民の方々のプライバシー、そしてまた防犯上の問題、それとあわせて今雑草というお話がございましたけれども、今ビオトープといったような考え方も幾つかの意見もございまして、植物ですとか昆虫などの生息の問題、これらの問題が懸念として考えられております。

したがって、今後のこれらの管理用地の管理につきましては、坂戸市、鶴ヶ島市の道路計画、これらの計画もございましょう。この計画がある場合につきましては、私ども率先いたしまして、兼用工作物といたしましての道路に使用を提供してまいりたいというふうに考えております。そして、さらにまた先ほどお話がございましたけれども、沿線住民の方々の意向にも十分配慮しながら、これらの管理用地の適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○中島信夫議長 6番、大山茂議員。

○6番(大山 茂議員) それでは、ご答弁ありがとうございました。

交通安全上の問題と、それから環境、この2つの大きな問題があるかと思えます。周辺住民のさまざまな意見があるところでありますが、ただいまの答弁にありましたのは、道路計画とのことでありますが、これは坂戸市ともよく協議していただいて、道路にするなら市道としての管理、そのようにしていけば道路交通法の適用による安全管理というふうなことがされるかと思えますので、道路計画との協議をよろしく進めていただきたいと思います。

また、環境についても、ビオトープのような考え方ということもあるわけですが、いずれにしても周辺住民は、この下水道組合の管理によって、これによって環境が侵されるということには不安を持つわけですから、周辺住民とも必要な話し合いを今後ともやっていただきたいと思いますということを、しっかり協議をすべきところはしっかり話し合いをしていただきたいと思いますことを要望いたしまして、質問を終わります。

○中島信夫議長 次に、5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 5番、山中基充です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問を行わせていただきます。

「平成19年度行政視察から」と題して質問させていただきます。坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会として、平成19年度行政視察に7月3日、4日、新潟市関心ポンプ場、上越市下水道センターでの取り組みを伺いました。視察からわずか2週間足らずの7月16日10時13分ころに新潟県上中越沖を震源とする新潟県中越沖地震が発生し、死者11名、重軽傷者1,957名、建物全壊1,082棟など多大な被害を及ぼしました。坂戸、鶴ヶ島の両構成市としましても、支援など早急な対応をいたしました。この場をおかりいたしまして、改めてお見舞いを申し上げます。

新潟市は、下水道整備の進んだところでもありましたけれども、大変河川の多い地域であり、たびたび水害に遭う対策としての雨水排水施設のポンプ場を視察し、また合流式での下水整備について伺いました。無人の施設でもあり、別にある中央監視室も視察をさせていただいております。

上越市下水道センターの視察では、当組合の石井水処理センターと同様な施設でしたけれども、汚泥を消化すること、また細かい気泡のプロワーなどがありました。

そこで、お伺いいたします。(1)、当組合でのポンプ場などの無人施設の監視体制についてお伺いをします。

(2)、汚泥の消化については、平成18年9月議会での一般質問で伺いましたので、細かい気泡のプロワーについて少ない経費で効果的だと伺いましたが、当組合における導入についてお伺いをいたします。

(3)、上越市は、ISO14001を取得しており、電気の使用料の目標など目につくところに掲げてありました。当組合として環境への取り組みについてお伺いをいたします。

以上です。

○中島信夫議長 田中事務局長、答弁。

○田中浅男事務局長 お答えをいたします。

まず初めに、当組合施設のポンプ場の運転管理体制に関しましてお答えをいたします。当組合につきましても、ポンプ場は現在汚水施設といたしましての入西ポンプ場と鶴ヶ丘ポンプ場の2つの施設、雨水施設といたしましては、浅羽野雨水排水機場と坂戸樋管排水機場の2つの施設、合わせまして4つの施設を自動運転方式で管理をいたしております。

お尋ねの管理体制でございますけれども、24時間勤務体制で勤務いたしております水処理センターに、それぞれ4つの施設からの運転状況につきましては、N T Tの専用回線を利用いたしましたテレメーターによりまして、遠方監視制御を行うような状況をとっております。したがって、この4施設の運転状況は、24時間それぞれの施設でその運転状況が監視をされております。万が一この施設に異常が発生した場合につきましては、職員が現地に赴きまして対処する体制をとっております。また、雨水ポンプ場の2つの施設につきましては、自動運転であります。台風等の異常出水、これらのときにつきましては、現地に赴きまして、目視をしながら監視する体制をとっております。

次に、2点目でございますが、ブローアに関しましてお答えをいたします。当組合の水処理の方式につきましては、微生物の働きによります浄化方式、一般に言われております標準活性汚泥法を採用いたしております。この処理方式で最も重要な要件となりますものは、水中の酸素の量でございます。すなわち微生物の働きを活発にするためには、やはり水中の酸素量が必要不可欠でございます。ただいまお話にございましたように、この水中の酸素量をできるだけ効果的に水の中に酸素を溶かし込む、溶存といいますけれども、溶かし込むことが必要なわけございまして、そのためには先ほどお話にございましたようにできるだけ小さい気泡で水の中に空気を送りますと、やはり同じ量でありますと、接触する面積が大きくなりますし、そしてまた小さくなりますと浮力との問題がございますので、接触の時間も長くなる、ということは、やはり高い効率で酸素を水中に溶存させることができるといったようなことから、できるだけ微細の、先ほどお話にございましたように気泡を小さく、細かい気泡ということにすることが効果的であると思います。そのために現在増設工事を行っておりますけれども、この増設工事に当たりましては、最も最新の超微細のブローアを導入することといたしまして、現在この機器の取り付け工事を行っております。採用させていただきました。

次に、3点目でございますが、環境への取り組みにつきましてお答えをいたします。当下水道組合につきましては、特にISO14001でございますか、環境マネジメント規格につきましては、取得はしておりませんが、構成市でございます坂戸市が既に取得をしております。したがって、当組合といたしましては、坂戸市に準じました行動を実行いたしております。冷暖房の温度ですとか、それらの紙の節減等々でございますが、坂戸市に準じまして行動をいたしております。

また、組合では、平成18年3月に策定をさせていただきました地球温暖化対策実行計画に基づきまして、これは環境省が進めております国家的なプロジェクトでございますけれども、チーム・マイナス6%に参加をいたしております。特に現在の取り組みの状況を申し上げますと、水処理センターにおきましては特に使用の電力量が多いわけございまして、この電力をいかに抑えるかということがやはりCO₂、二酸化炭素の発生量を抑える大きな要素になります。このために受電電力を石井水処理センターにつきましては、毎時650キロワット以下に抑えよう、北坂戸水処理センターにつきましては毎時630キロワット以下に抑えようということで常時運転監視を行っております。

しかしながら、やはり水量の問題、それから水質の問題によりましては、この電力量を超える場合があります。超えるような状況になった場合につきましては、処理施設につきましてはこれはどうしてもとめることができませんので、そのときにはエアコン等の事務的機器をとめまして、電力の調整を行うようにしております。ちなみに、本年度につきましては、エアコン等につきましても4回ほどとめるというふう

な事態が起こっておりますけれども、そのようなことで対応をいたしております。

そしてまた、工事の施工に当たっても、環境を重視いたしまして配慮いたすような工事施工を行っております。その一例だけを申し上げさせていただきますと、現在石井水処理センターにつきましては、増設工事を行っておりますけれども、この増設工事によりまして多量の残土が発生をいたします。約3万立方メートルに及びます残土でございますが、発生をいたしました。しかし、この残土につきましては、非常に水分が多く、そしてまた粘質土であるためにどうしても産業廃棄物として処分をしなければならないという状況でございました。

このような状況を何とか有効に、そしてまた環境に優しい処分をしようということで、請負業者等との提言も受けまして、これは製紙会社から発生をいたします紙を焼却した灰でございますけれども、紙の材料でございますので、パルプになりますので、自然から発生したものでございますが、この焼却灰とその粘質土を混合することによりまして、良質な土に改質をさせることができました。そして、これにつきましては、現在行われております圏央道の工事の盛り土材料に有効活用させることができました。このような形で私どもといたしましては、この環境問題につきましては積極的に取り組んでまいりたいと考えております。今後におきましても、種々の状況を見ながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中島信夫議長 5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 5番、山中基充です。再質問を行わせていただきます。

前後いたしますけれども、汚泥の消化についてブロワーの導入、今増設工事をやっている石井の水処理センターでそれを行って、これは9月8日、9日に当組合として、9月10日の下水道の日に先駆けてこの工場見学を催していただきまして、テレビでもテプコケーブルテレビで一部報道されておりました。今ご答弁のありました泥をさらさらにするといいますか、パルプを利用したその取り組みもご説明をさせていただきまして、実際に生の物も見させていただきました。こういった取り組み、市としても組合としても行っていると、広報広聴に力を入れていただいて、事実、現物を見るということの大切さというのを改めて今評価をしているところでございます。今後におきましては、躯体施設といいますか、ほかの石井の水処理センターにおきましても改修等も今後行われる際には、改めてこういった先進的なものを取り入れていただければというふうに要望させていただきます。

また、上越市に伺いまして、このISOのことにしましては、視察の課題ではなかったわけですが、管理施設も見させていただいたときに、いや応なしに目に入るところに、さっき当市としても650キロワットで石井の水処理センターを運営しているのだと、それがオーバーしたときはクーラーまで切っているのだというご答弁がありましたけれども、そういったものが目に見えるような形で掲げてありましたので、つぶさに見ることができたと。現場に行ってみることの大切さというか視察の意味というものも改めて感じたわけですが、こういったこともさらに目につくような形で、それは市民にも目につくのでしようし、ほかの部署の職員の方にもわかるような形でさらなる広報等、また周知徹底ということで努力をしていただければというふうに思います。これは要望にさせていただきます。

○中島信夫議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

◇

◎議長のあいさつ

○中島信夫議長 以上をもって今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

議員皆様には、早朝よりご出席をいただき、付託されました議案、平成18年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合歳入歳出決算の認定を初め2件の議案に熱心に審査に努められ、適切な結論をいただき、厚く御礼申し上げます。

これから季節の変わり目でございますが、ご健康に十分ご自愛いただきますとともに、両市のますますのご発展と皆様方のご活躍を心からご祈念申し上げます、簡単であります、あいさつといたします。

◇

◎管理者のあいさつ

○中島信夫議長 管理者からごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○伊利 仁管理者 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、平成19年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、早朝よりご出席をいただきまして、提案申し上げました議案3件につき慎重ご審議を賜り、いずれも原案どおりの認定、可決というありがたいご決定をいただきました。心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

なお、議案の審議過程におきまして、あるいはまた一般質問等を通じまして、それぞれ貴重なるご示唆、ご提言をいただきました。もとより私ども議会の意思を最大限に尊重いたしまして、今後とも事務事業の執行に万全を期してまいる所存でございますので、どうぞ変わらざるご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、御高承のとおり石井水処理センター、水処理施設の増設工事並びに大谷川の排水機場の工事、年度内完成に向けて鋭意を努力をいたしておりますけれども、進捗状況は順調に進んでおるわけでございます。

なお、大谷川の排水機場がまだ完成をいたしておりません、先般台風9号がまさに本土に襲来いたしました。私どもも厳戒態勢をしておりましたけれども、おかげさまで川越の荒上の体制を整えていただきまして、終夜仮設ポンプを運転をしていただきました。樋門が閉まり、そして徹夜で仮設のポンプが稼働いたしまして、40ヘクタールほど水稻が冠水をいたしましたけれども、大きな被害もなく推移できたことは、ありがたかったなと思っております。

来年の3月までには、これらの排水機場が完成をいたしますので、これらの機能が十分発揮できるものと確信をいたしておりますのでございます。どうぞこれらにつきましても、万全のご支援を賜りますよう

にお願いを申し上げる次第であります。

朝夕はしのぎやすくなりましたが、気候の変わり目でもございますので、どうぞ議員各位にはご自愛いただきまして、ご健勝にてご活躍賜りますよう心からご祈念申し上げ、御礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午前11時40分)

○中島信夫議長 これをもって平成19年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年 月 日

議 長 中 島 信 夫

署 名 議 員 藤 原 建 志

署 名 議 員 齊 藤 芳 久